

各 位



2023年5月24日

会社名：スターティアホールディングス株式会社

代表者名：代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証プライム)

問合せ先：取締役 植松崇夫

(TEL：03-5339-2109)

役員向け株式報酬制度改定の詳細に関するお知らせ

当社は、2023年3月31日付で、役員向け株式報酬制度を改定することを公表しましたが、本日開催の取締役会において、2019年6月20日開催の第24回定時株主総会決議（以下、「原決議」といいます。）に基づき導入している「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「現行BBT制度」といいます。））に加えて、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下、「BBT-RS制度」といいます。））を2023年3月末日で終了した事業年度に遡って導入すること、及び現行BBT制度を2025年3月末日で終了する事業年度から改定することを決議し、BBT-RS制度の導入及び現行BBT制度の改定に関する議案を2023年6月22日開催の第28回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、以下、新規に導入するBBT-RS制度に該当する部分を「BBT-RS②」、改定後の現行BBT制度に該当する部分を「BBT-RS①」といい、現行BBT制度、BBT-RS①及びBBT-RS②をあわせて「本制度」といいます。

記

1. 株式報酬制度改定の背景及び目的

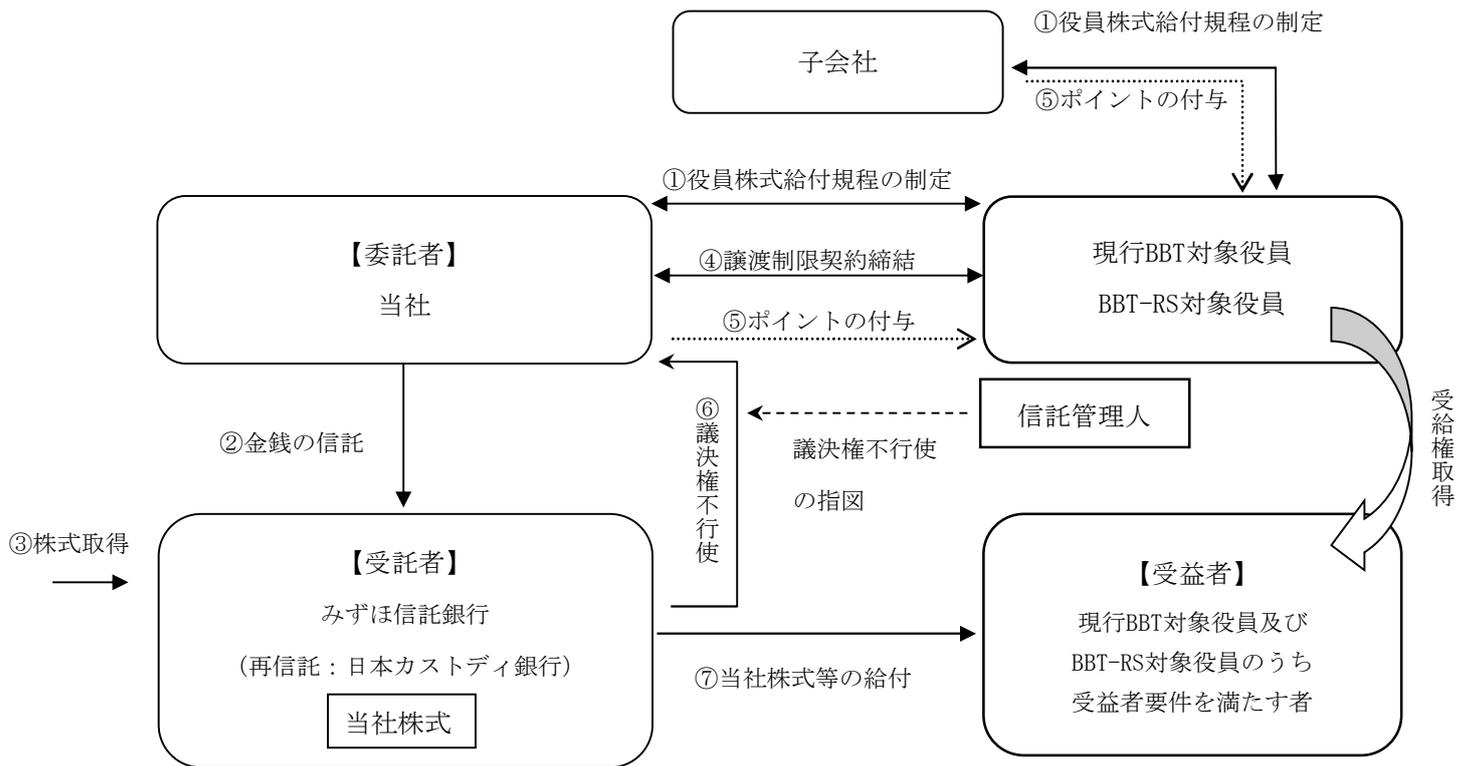
当社取締役会は、当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、当社の取締役（社外取締役を含みます。）とあわせて「現行BBT対象役員」といいます。）並びに当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、当社の取締役（社外取締役を除きます。）とあわせて「BBT-RS対象役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、現行BBT対象役員及びBBT-RS対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件にBBT-RS制度を導入すること及び現行BBT制度を改定することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、現行 BBT 制度に関しては現行 BBT 対象役員に対して、BBT-RS①及び BBT-RS②に関しては BBT-RS 対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、現行 BBT 制度に基づき、現行 BBT 対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、役員株式給付規程に従い、原則として、2020 年 3 月末日で終了した事業年度から 2024 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）の終了後所定の時期（ただし、当初対象期間の途中で退任する者についてはその退任時）とします。一方、BBT-RS①及び BBT-RS②に基づき、BBT-RS 対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、役員株式給付規程に従い、原則として毎年一定の時期とし、BBT-RS 対象役員が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則としてポイント付与後、3 年を経過したとき（ただし、3 年を経過する前に退任する者についてはその退任時）とします。BBT-RS 対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS 対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、BBT-RS 対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として 3 年間（ただし、3 年を経過する前に退任する者については退任するまで）、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の子会社は、それぞれ株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、それぞれの株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①のそれぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて取得する方法、当社の自己株式処分を引き受ける方法又は当社が発行する新株を引き受ける方法により取得します。
- ④ BBT-RS 対象役員は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、原則として3年間（ただし、3年を経過する前に退任する者については退任するまでの間）、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社及び当社の子会社は、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に基づき現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、所定の時期に現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、所定の時期に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

① 現行 BBT 制度 (2024 年 3 月末日で終了する事業年度に係るものまでにて終了)

当社の取締役 (社外取締役を含みます。) 及び当社の子会社の取締役 (社外取締役を除きます。)

② BBT-RS② (2023 年 3 月末日で終了した事業年度に遡って開始)

当社の取締役 (社外取締役を除きます。) 及び当社の子会社の取締役 (社外取締役を除きます。)

③ BBT-RS① (2025 年 3 月末日で終了する事業年度より開始 (現行 BBT 制度を改定))

当社の取締役 (社外取締役を除きます。) 及び当社の子会社の取締役 (社外取締役を除きます。)

(3) 信託期間

2019 年 8 月から本信託が終了するまで (なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

当社は、原決議においてご承認を得た範囲内において、現行 BBT 制度に基づき、当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。具体的には、当社は、当初対象期間に関し、現行 BBT 制度に基づく現行 BBT 対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、約 6,259 万円を拠出して本信託を設定し、本信託は、当該金銭を原資として当社株式 121,300 株を取得いたしました。本信託は、本株主総会において本制度の改定をご承認いただくことを条件として、改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

当社は、現行 BBT 制度に基づき、当社が本信託に拠出した金銭を原資として本信託が取得した当社株式を、現行 BBT 制度に基づく当社株式等の給付並びに BBT-RS①及び BBT-RS②に基づく当社株式等の給付のために併用することを予定しておりますが、当初対象期間に関しては、BBT-RS②に基づく当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金として見込まれる相当額の金銭を追加拠出することとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として 5 事業年度ごとに、以後の 5 事業年度 (以下、「対象期間」といいます。) に関し、本制度に基づく当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式 (現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社株式等の給付が未了であるものを除きます。) 及び金銭 (以下、「残存株式等」といいます。) があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開

示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて取得する方法、当社の自己株式処分を引き受ける方法又は当社が発行する新株を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間に関しては、現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり 221,500 ポイントであります。当初対象期間中に本信託が取得した株式数を勘案し、当初対象期間に本信託が追加で取得する当社株式数の上限は 220,000 株 とします。また、当初対象期間経過後は、BBT-RS 対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり、220,000 ポイントであるため、当初対象期間経過後の各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 1,100,000 株 となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、以下のとおり、ポイントが付与されます。

① 現行 BBT 制度 (2024 年 3 月末日で終了する事業年度に係るものまでにて終了)

当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。)には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。また、当社の社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。

② BBT-RS② (2023 年 3 月末日で終了した事業年度に遡って開始)

当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。)に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

③ BBT-RS① (2025 年 3 月末日で終了する事業年度より開始 (現行 BBT 制度を改定))

当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。)に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

当初対象期間においては、現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、221,500 ポイント (うち当社取締役分 41,500 ポイント (うち当社社外取締役分 1,500 ポイント)) を上限とします。なお、2025 年 3 月末日で終了する事業年度以降 (現行 BBT 制度を BBT-RS①へ改定以降) は、BBT-RS 対象役員に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、220,000 ポイント(うち当社取締役分 40,000 ポイント)を上限とします。

これは、現行の役員報酬の支給水準、現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員の員数の動向と

今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

当初対象期間に関して、現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数 221,500 株の発行済株式総数 9,662,334 株（2023 年 3 月 31 日現在、自己株式控除後）に対する割合は約 2.3% です。また、当初対象期間経過後の BBT-RS 対象役員に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数 220,000 株の発行済株式総数 9,662,334 株（2023 年 3 月 31 日現在、自己株式控除後）に対する割合は約 2.3% です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までには当該現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

受益者要件を満たした現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、所定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

現行 BBT 制度に基づき、現行 BBT 対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、役員株式給付規程に従い、原則として、当初対象期間の終了後所定の時期（ただし、当初対象期間の途中で退任する者についてはその退任時）とします。一方、BBT-RS①及び BBT-RS②に基づき、BBT-RS 対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、役員株式給付規程に従い、原則として毎年一定の時期とし、BBT-RS 対象役員が当社株式の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則としてポイント付与後、3 年を経過したとき（ただし、3 年を経過する前に退任する者についてはその退任時）とします。

なお、BBT-RS 対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS 対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、BBT-RS 対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として 3 年間（ただし、3 年を経過する前に退任する者については退任するまで）、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部

又は一部を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. BBT-RS 対象役員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

BBT-RS 対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS 対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（BBT-RS 対象役員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において BBT-RS 対象役員が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

BBT-RS 対象役員は、当社株式の給付を受けた日から原則として3年間（ただし、3年を経過する前に退任する者については退任するまで）、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

BBT-RS 対象役員が、当社株式の給付を受けた日から原則として3年間（ただし、3年を経過する前に退任する者については退任するまで）、継続して当社グループの役員であったこと、又は、当社グループにおける役員たる地位を正当な理由により退任し又は死亡により退任したことを

条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる BBT-RS 対象役員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT 及び BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 現行 BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員のうち役員株式給付規程に定める
受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019 年 8 月 26 日
- ⑧信託の期間 : 2019 年 8 月 26 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上